

平成21年9月14日

東京高等裁判所第9民事部 御中

事件番号 平成21年(ネ)第3265号 損害賠償請求事件

控訴人 安井幸一

被控訴人 国

上記代表者法務大臣 森 英介

控訴人 安井 幸 一

結審に際しての一言

はじめに、控訴人は証拠申出書を受理されるもの、少なくとも控訴人の証人は受理されるものとの確信から、本日第1回口頭弁論で結審となることは予期していませんでした。「一言述べることがありますか」との裁判長のお言葉に後期高齢者の頭脳をフル回転して“一言”を纏めようとしている内に、「今までの書かれていることでよいですか」のご質問で瞬間的に承諾してしまいました。次回にとの予定でいましたので残念でなりません。老齢化した頭脳では瞬時の対応が困難であります。このままでは、生涯の悔いとなりますので此処に書面にて“一言”を述べさせていただきたいとお願い申し上げます。

- 一、 **被控訴人へ** “一言”言上いたします。長年にわたり、タクシーは全車両が禁煙を求めれば違反との強圧をしてきた事実は言い逃れできないものであります。権威ある組織団体であれば、種々雑多の詭弁を弄しての保身的責任回避ではなく、権威者として潔く非は非と認めて賠償責任に応じ、国民のこれからの健康保持を、すべての商行為に優先すべき事柄としての施策を求めます。受動喫煙を容認させる「全車禁煙化」不適當“」の通達は、**喫煙希望者の犠牲となれ!**との強要であると言わねばならないものです。この為、大阪、広島地区の企業は**喫煙車存続**にかけ、乗務員は、时时刻刻と受動喫煙に晒され健康を破壊させられている悲惨な環境にあり、控訴人の長きに於ける苦痛と健康被害を彷彿させるもので心痛の至りである。又、妊婦、喘息者や7割以上の非喫煙者が不快と受動喫煙を受けさせられている。喫煙の課題として「全車禁煙化が義務」との通達と法担保により国民の利益のための責務を果たされるべきである。
- 二、 **裁判長様へ** 控訴人は私利私欲のための控訴理由ではありません。被控訴人の強制的受動喫煙容認の方針のための、50年間の精神的苦痛、悲惨な健康被害を無駄にせず、後生の乗務員（現在も）に受動喫煙のない快適職場を、妊婦でも安心して利用できる清潔なタクシー（全車両）の確立に、残り少ない生命を捧げています。存命の期間に、本判決により、公衆衛生向上が達成され、国民の利益となるものであると信じています。